

令和3年6月

篠栗町議会第2回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：6月10日(木)～18日(金) 9日間)

会期	月	日	曜	会議・休会その他	開議時刻	摘 要
第1日	6	10	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採 決 (人事案)
第2日	6	11	金	考 案 日		
第3日	6	12	土	休 会		閉 庁
第4日	6	13	日	休 会		閉 庁
第5日	6	14	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	6	15	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	6	16	水	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	6	17	木	予 備 日		
第9日	6	18	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和3年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和3年6月10日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 5番 , 6番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第36号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
35	専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) 〔令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) について〕	予算 特別委員会
37	篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例の制定について	特別委員会
38	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
39	篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
40	令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
41	令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ いて	予算 特別委員会
42	令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に ついて	予算 特別委員会
43	令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
44	令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1 号)について	予算 特別委員会

令和3年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和3年6月14日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	5番	田辺 弘之	議員
2.	2番	横山 和輝	議員
3.	3番	品川 静	議員
4.	7番	栗須 信治	議員
5.	2番	藤木 高裕	議員
6.	5番	古屋 宏治	議員
7.	12番	荒牧 泰範	議員
8.	1番	岩下 勝正	議員

令和3年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和3年6月18日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)
〔令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
について〕
- 第2, 議案第37号 篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例の制定について
- 第3, 議案第38号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第39号 篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第40号 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について
- 第6, 議案第41号 令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第7, 議案第42号 令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につい
て
- 第8, 議案第43号 令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第9, 議案第44号 令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)に
ついて
- 第10, 発議第1号 篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第11, 発議第2号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を
表す決議について
- 第12, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和3年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月10日(開会)

令和3年 第2回 定例会 会議録

日時 令和3年6月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
		11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

10番 阿 部 寛 治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	進 藤 功 次
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	有 隅 哲 哉
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	松 熊 大	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長 補 佐	松 井 章 浩
監 査 委 員 事 務 局 長	水 江 靖 浩		

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○副議長（村瀬 敬太郎） おはようございます。

本日は、阿部寛治議長が病気加療中で欠席のため、地方自治法第106条第1項により、私、副議長が議長の職務を行います。

また、定足数に達しておりますので、開議は成立いたします。

なお、執行部では、藤幸三社会教育課長が公務のため欠席しておりますが、松井課長補佐が代理出席をしております。

本日は、報道関係者の撮影を許可しております。

また、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため窓を開放しております。

ただいまから令和3年第2回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、古屋宏治議員、6番、田辺弘之議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（村瀬 敬太郎） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から6月18日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第35号から議案第44号までの10議案でございます。

それでは、議案第35号から議案第44号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さんおはようございます。

本日、令和3年第2回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

今年は、麦刈りもまだ終わらない5月15日に九州北部地方の梅雨入り宣言が出され、平年より二十日も早い梅雨入りとなりました。

一部の地域では、田植も済んでおりますが、麦刈りが終わった多々良川流域の農地では、これから田植に向けた準備が進むところでございます。町内いたる所で見ることのできる紫陽花もきれいに色づいており、季節の移ろいを実感する時期でございます。

提案理由の説明に入る前に、第1回定例会以降の諸情勢についてご報告いたします。

広報ささぐり6月号では、例年通り、防災特集を組み「防災について考えよう」の見出しで、災害への備え等を掲載いたしました。

5月に災害対策基本法の一部が改正され、わかりにくかった避難勧告・避難指示の表現が改められました。町が発令する警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」等の避難情報に従って、適切な避難行動をとるようよろしくお願いいたします。4月に改定した篠栗町防災マップを活用して、普段からできることをしっかりやりながら、いざというときの備えをするとともに、災害から身を守る方法を考えてまいりましょう。

新型コロナウイルスワクチン接種状況については、5月9日（日曜日）の第1回集団接種開始以降、町内医療機関の先生方に最大限のご協力を賜りまして、滞りなく進んでいるところでございます。この場をお借りいたしまして、町内の先生方に感謝と御礼の言葉を申し上げます。どうもありがとうございます。

予定通り7月末までには、65歳以上の希望者に対しての2回の接種が完了する見込みでございます。私と教育長につきましては、キャンセル分での接種を完了いたしております。

5月25日付で福岡県から、ワクチン接種で余剰が出た場合の「余剰ワクチン活用指針」が出されましたので、今後はその指針に沿った対応をしてまいります。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する詳細については、健康課栗原課長から6月16日の補正予算審議の際に報告をする予定にしております。

6月1日から運用を開始した篠栗町LINE公式アカウントは、大変便利にできております。「健康」「子育て」「防災」「ごみ」などの情報をタイムリーに受け取ることができますので、ぜひ皆様もご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、篠栗町消防団の操法大会、篠栗祇園夏祭りをはじめとする春から夏にかけての諸行事も中止・延期を余儀なくされております。例年各区で開催をお願いしております敬老会も、昨年に引き続き、集合しての会の開催は控えていただき、記念品配布等のご対応をお願いしたところでございます。もうしばらくの辛抱でございます。以前の日常が早期に戻ることを願って、皆様とともに我慢してまいりましょう。

今年度も「まちづくり住民説明会」を開催することはできませんでした。つきましては、昨年同様、ホームページ上に「令和3年度まちづくり施策のポイント」として、課ごとに取り組む予定の施策を掲載しております。「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の2年目としての継続性を重視しながら、当初予算にてご承認いただきました事業等につきまして、一つひとつ迅速に取り組んでまいりたいと考えております。

6月1日、福岡県町村会臨時総会が開催されました。大任町永原町長が会長に再任され、私も4副会長の1人として、福岡県町村会の会務運営に当たることとなりました。糟屋郡、福岡県町村会の発展のために与えられた職務につきましては、しっかりとその職務を全うする所存でございますが、毎年申し上げているとおり、軸足はしっかりと町政運営に置いてまいりますので、何とぞよろしく願いいたします。

本定例会において上程しております「町民の命を守るささぐりづくり」条例案につきましては、議員の皆様には、4月9日、4月26日の全員協議会において、ご意見を賜りました。パブリックコメントを経て議案の上程に至りましたので、本定例会でのご審議をどうぞよろしく願いいたします。

以上、諸情勢を報告申し上げます。

続きまして、本定例会に提案しております議案第35号から議案第44号までの10議案について説明をいたします。

議案第35号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」であります。

当該補正予算は、繰上充用に伴う令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算について、専決処分をしたので議会の承認を求めるものであります。

内容は、令和2年度の国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、令和3年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金1,809万9,0

00円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,766万4,000円とするものであります。

議案第36号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、人権擁護委員、中島京子氏が令和3年12月31日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第37号は、「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例の制定について」であります。

本議案は、「町民の命を守るささぐりづくり」に関する基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、「町民の命を守るささぐりづくり」を進める上で重要となる住民、活動団体、事業者、議会、町長、町職員の役割と責務を定めることにより、篠栗町に関わる全ての人々が主体となって協働し、もって「町民の命を守るささぐりづくり」の実現を目指すため、本条例を制定するものであります。

議案第38号は、「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日に施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務について、地方公共団体情報システム機構から市区町村長に委託する規定が盛り込まれたため、マイナンバーカードの再交付手数料についての本条例の規定を廃止するものであります。

議案第39号は、「篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、同法律に沿った字句の改正並びに道路等の有効幅員及び旅客特定車両停留施設の構造に関する項目を新たに追加するものであります。

議案第40号から議案第44号までの5議案は、「令和3年度補正予算」であり

ます。

議案第40号は、「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,538万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ105億8,500万2,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものといたしましては、地方交付税のうち、普通交付税を1,344万1,000円、国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,534万5,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金3,550万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金336万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金3,932万2,000円、県支出金のうち、園芸農業等総合対策事業費補助金246万6,000円を増額し、諸収入のうち、コミュニティ助成事業に係る社会教育課雑入を480万円減額するものであります。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、財産管理費といたしまして、システム導入委託料、キャビネット移設作業、除菌・抗ウイルス照明設置工事費等1,831万9,000円、情報システム管理費といたしまして、システム導入委託料、カラー複合機購入費等1,298万円、民生費において、児童福祉振興費といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金等3,886万2,000円、衛生費において、予防費といたしまして、抗原検査キット購入費297万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費といたしまして、施設管理委託料、備品購入費等2,192万円、農林水産業費において、農業振興費といたしまして、園芸農業等総合対策事業費補助金246万6,000円、教育費において、各小学校費といたしまして、自動水栓化工事費4,788万6,000円、各幼稚園費といたしまして、感染症・防疫対策消耗品費150万円、総合センター管理費といたしまして、クリエイト篠栗自動水栓化工事費319万円を増額し、社会教育総務費といたしまして、コミュニティ助成事業補助金を480万円減額するものであります。

その他、人事異動等による人件費を2,894万9,000円増額するものであります。

最後に、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合分担金について、期間を令和3年度から令和7年度までとし、限度額1,016万3,000円の債務負担行為を行うものであります。

議案第41号は、「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ43万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,810万3,000円とするものであります。

内容は、人事異動に伴う人件費の増額補正であります。

議案第42号は、「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ15万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,249万4,000円とするものであります。

内容は、人事異動に伴う人件費の減額補正であります。

議案第43号は、「令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町水道事業会計予算を人件費の補正により、第3条収益的収入及び支出において、支出に867万1,000円を追加し、収益的支出の総額を5億5,380万2,000円とし、収益的支出に対し2,216万1,000円の黒字予算とするものであります。

議案第44号は、「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を人件費、減価償却費及び長期前受金戻入益の補正により、第3条収益的収入及び支出において、支出から1,387万4,000円を減額し、収益的支出の総額を8億5,444万2,000円とし、収入に57万9,000円を追加し、収益的収入の総額を8億6,981万1,000円とし、収益的支出額に対する1,536万9,000円の黒字予算とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。質疑はありませんか。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 副議長にお願いですが、大綱質疑でございますので、議案に

対してしか質疑がかけられませんが、その前段の諸般の報告の部分について、どうしてもお尋ねしたいことがあるのですが、許可いただけますでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） ありがとうございます。

町長の諸般の報告の中で、コロナワクチンのキャンセル分等について、町長と教育長はもう既に接種済みというお話がありましたが、ただ、私は町長、教育長のみならず、副町長、総務課長はじめ課長会、行政を、直接住民の皆さんに対して対面であたる行政マンの皆さん方には、ぜひとも優先接種でやっていただいて、一日も早く町が正常に動くためには、住民の皆さんに安心して庁舎に来られる状態というのをつくっていただきたいんですが、その辺りの指針を先に言っていただくと、他の自治体で起こっている、後になって後出しじゃんけんで何か批判を受けるようなことがなくなるので、その辺りの指針があれば、ちょっとお尋ねいたしたいんですがよろしいでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、ありがたいご意見をいただきました。

副町長もぜひとも打っていただきたかったんですが、久山町在住でございまして、そういうこともありまして、久山町でお打ちになられる予定になっておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、25日に福岡県の指針が出ました、という話をいたしました。その指針に基づいて、ただいまお示しいただきましたようなご意見も踏まえて、私ども新型コロナウイルス対策に最前線に取り組むべき、職員も含めて、順次、その重要度に応じて私が判断して、接種させるような体制を組むことにしておりますので、また詳しくは、健康課長からのご報告に併せて私からも補正予算審議の際に申し上げたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 荒牧議員、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） ありがとうございます。終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第35号から議案第44号までの10議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第36号は人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

次に、議案第37号「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例の制定について」は、委員会への付託はせずに、議員全員による「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例審査特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

なお、「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例審査特別委員会」の正副委員長については、委員会において選出することといたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

次に、議案第38号と議案第39号の2議案につきましては、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定をいたしました。

次に、議案第35号と議案第40号から議案第44号までの補正予算6議案については、「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、5番、古屋宏治議員、副委員長は、7番、栗須信治議員です。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

最後に、報告第5号から報告第8号までの4件については、16日の予算審査終了後に、全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第36号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を平山福祉課長に求めます。

平山福祉課長。

○福祉課長(平山 智久) 議案の説明をいたします。

議案第36号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所、糟屋郡篠栗町大字津波黒112番地195

氏名、中島京子

生年月日、昭和22年7月25日

令和3年6月10日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

人権擁護委員中島京子氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するため。

履歴書等につきましては、次ページに掲載しておりますのでご参照お願いいたします。

なお、任期につきましては、令和4年1月1日から令和6年12月31日まででございます。

○副議長(村瀬 敬太郎) ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(村瀬 敬太郎) 全員賛成と認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時28分